

重要事項説明書

サービス種別	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
事業所名	グループホームゆたか

氏名	
----	--

有限会社 たか ら 高良

運営方針について

認知症高齢者の皆様の様々な特性に配慮し、住みよい居住環境を提供させていただいております。日頃から、ご利用の皆様の尊厳を守り、穏やかで心豊かな生活が送れるよう全職員が、生活の介護・援助、疾病、災害等の対応と、処遇に万全を期することをモットーにしています。特に、ご利用者様の健康管理には十分に配慮し、医療機関との連携を密にした肌理の細かい介護サービスに心掛けております。また、看取り介護には、真心をこめたご納得の頂ける介護サービスを提供させていただき、ご遺族の方々から感謝の言葉を多く、頂いております。

有限会社高良
代表取締役 田中洋成

重要事項説明書

1 法人概要

法人名	有限会社 ^{たから} 高良
代表者職・氏名	代表取締役 田中 ^{ひろしげ} 洋成
所在地	〒442-0032 愛知県豊川市豊川仲町 120 番 1
連絡先	TEL 0533-85-2220 FAX 0533-85-2221

2 グループホームゆたか概要

事業所名称	グループホームゆたか
ユニット名	のぞみユニット ゆめユニット
目的	利用者は、要支援2、要介護1～5の方で、かつ、認知症である方々について、共同生活居住において、家庭的な環境と、地域住民との交流の下に、入浴、排泄、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者が有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう適切な介護サービスを提供します。
管理者	田中 ^{きょうこ} 享子
開設年月日	平成15年10月31日
保険事業者指定番号	2372600730
所在地	〒422-0012 愛知県豊川市新豊二丁目 130 番
TEL FAX	TEL 0533-83-6076 FAX 0533-86-8999
敷地	739.426 m ²
建物	構造：木造2階建 延床面積：525.83 m ²
居室概要	一室の内法面積：7.62 m ² ・ 全室個室 ・ 計18部屋
共用設備	食堂、浴室、居間、台所、便所等

緊急対応方法	緊急時は管理者の指示により消防署と連携をとり、状況により、協力医療機関の救急外来にて、受診するものとします。
防犯防災設備 避難設備等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知器設備、消火器、誘導灯、火災通報装置、スプリンクラー、非常口等を設置 ・災害時の避難場所 < 礼通公園 > ・別に防災害対策規程策定

3 職員体制

職 種	職 務	人員・備考
管理者	法令・基準省令等の規定に従業者に遵守させ、必要な指揮命令を行なう。	1名 ※常勤、兼務を含む
計画作成担当者	利用者の心身の状況、希望を踏まえて、援助目標や目標達成のための具体的なサービス計画を作成し、自らもサービス提供に当たるものとする。	のぞみユニット1名 ゆめユニット1名 ※常勤、兼務を含む
介護職員	日常生活全般にわたる介護を行う。	常勤10名 非常勤10名 ※兼務を含む
看護職員	利用者の健康状態を把握し、医療機関との連携を行う。	非常勤1名 ※兼務を含む

4 勤務時間帯

勤務形態	勤務時間	休憩	備 考
日 勤	08:30 ~ 17:30	1時間	
早 出	07:30 ~ 16:30	1時間	
遅 出	10:30 ~ 19:30	1時間	
夜 勤	17:00 ~ 24:00	1時間	夜勤帯 21:00 ~ 24:00
明 勤	00:00 ~ 10:00	1時間	夜勤帯 00:00 ~ 6:00

5 利用定員

利用定員	のぞみ	共同生活介護	9名	短期利用共同生活介護は、共同生活介護に空室がある場合にのみ利用していただけます。
		短期利用共同生活介護	1名	
	ゆめ	共同生活介護	9名	
		短期利用共同生活介護	1名	

6 利用にあたっての留意事項

- ・面会・宿泊に関して訪問者はその都度職員に届出を行ってください。
- ・訪問者が宿泊される場合には、許可を得てご宿泊下さい。
- ・外泊・外出の際は行き先と、帰宅時間を職員に申し出て下さい。
- ・施設内の居室や設備、器具は本来の使用目的に従ってご利用下さい。また、これに反し、使用し、破損等生じた場合は、修理若しくは賠償をして頂きます。
- ・喫煙は決められた場所で行います。飲酒に関しては許可された時以外はお断りします。

- ・所持品の管理は原則として自己管理をして戴きます。なお入所時にお持ちになる所持品は、リストにし、提出して下さい。
- ・現金の管理については自己管理出来る方は管理できる範囲の金額をお持ち下さい。その場合、紛失等のトラブルの責任は当ホームでは負いかねます。自己管理の困難な方は、少額をお預かりし、小遣帳にて管理いたします。
- ・施設内での他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
- ・施設内へのペットの持ち込みは、ご遠慮ください。
- ・訪問診療・指定病院以外の個人かかりつけ医への受診は、基本的には、ご家族の付き添いをお願いします。

7 短期利用生活介護について

当グループホームでは、30 日間を限度に短期の共同生活介護の利用が出来ます。

これは、下記条件により、ユニット単位で 1 名が利用できます。

- (1)未利用の居室がある場合
- (2)利用中の居室の内、利用者の入院等で長期間、利用予定がないものがある場合

なお、上記(2)については、次の扱いをします。

- ① 利用中の方及び、家族の方から、「短期利用の了解が得られる場合」に限定します。
- ② 短期利用期間中、利用者の所有物等の保管は、グループホームが責任を持ち、管理します。
- ③ 短期利用がされる場合の料金は、次の扱いとなります。
 - ・家賃は、短期利用分を減額します。
 - ・水道光熱費は、短期利用分を減額します。

8 看取り介護について

近い将来に、人生の終末が予見される利用者様につきましては、医師との連携の下、暮らし慣れたホームにおいて、最後まで心穏やかに暮らしていただけるよう、職員が真心を込めた介護を提供いたします。また、ご親族の皆様には、近況を詳細にお知らせし、安心して頂けるよう心がけてまいります。

9 利用料等

- (1) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (国が定める基準の額です。)

介護保険給付費

要介護度	単位数 (日)	30 日単位数
要支援 2	749	22470
要介護 1	753	22590
要介護 2	788	23640
要介護 3	812	24360
要介護 4	828	24840
要介護 5	845	25350

加算

加算名	単位数 (日)	30 日単位数
若年性認知症利用者受入加算	120	3600
初期加算 (入居日から 30 日間)	30	900

看取り加算	死亡日以前 31 日～45 日以下	72	
	死亡日以前 4 日～30 日以下	144	
	死亡日以前 2 日または 3 日	680	
	死亡日	1280	
認知症専門ケア加算 I	3	90	
医療連携体制加算 I 八	37	1110	
協力医療機関連携加算 ※1 月につき	—	100	
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	単位数の 15.5% ※令和 6 年 6 月から開始		

※処遇改善加算の単位数とは介護保険給付費に各種加算及び減算を加えたものです。

(2)短期利用共同生活介護 (国が定める基準額です。)

介護保険給付費

要介護度	1 日単位数
要支援 2	777
要介護 1	781
要介護 2	817
要介護 3	841
要介護 4	858
要介護 5	874

加算

加算名	単位数 (日)	30 日単位数
若年性認知症利用者受入加算	120	3600
認知症専門ケア加算 I	3	90
医療連携体制加算 I 八	37	1110
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	単位数の 15.5% ※令和 6 年 6 月から開始	

(3)豊川市の地域区分による1単位の単価（国が定める基準です。）

7 級地	1 単位=10.14 円
------	--------------

(4)自己負担額

法定代理受領サービスを希望される場合は、市町村が発行する介護保険負担割合証による割合（1割、或いは2割・3割）の額となります。
 なお、給付制限が措置されている場合は、措置内容に応じた額となります。

(5)介護保険給付外の費用

この費用は、物価上昇・税率等により、変更させていただく場合がございます。その他場合は事前にご利用者様・ご家族様にご説明申し上げます。

項目	金額	備考
家賃（住宅費）	52,000 円／月	月途中の入退去は、日額 1,700 円の日数分とします。但し、短期利用のある月の利用者の負担は、月額から短期利用者負担分を差し引いた額とします。
食材費	1,500 円／日	朝食 400 円 昼食 500 円 夕食 600 円
光熱費	16,000 円／月	月途中の入退去は、日額 540 円の日数分とします。但し、短期利用のある月の利用者の負担は月額から短期利用者負担分を差し引いた額とします。
敷金	なし	

その他、おむつなど個人的に消費されるものについては、実費をいただきます。

10 協力医療機関

協力医療機関名	ユタカ医院	院長名	樋口 義郎
診療科目	内科	TEL	0533-93-6515

協力医療機関名	豊川市民病院		
診療科目	総合病院	TEL	0533-86-1111

協力医療機関名	かわい歯科医院	院長名	川合 史洋
診療科目	歯科	TEL	0533-89-6688

11 苦情相談機関

名 称	住所・電話番号、窓口開設時間等	
グループホーム ゆたか	担当名	管理者
	窓口開設時間	月曜日～土曜日 8:30～17:30 但し、12月30日から1月3日は除きます。
	電話番号	0533-83-6076
	住所	豊川市新豊町二丁目130番地
豊川市役所	担当課	介護高齢課
	電話番号	0533-89-2173
	開設時間	月曜日～金曜日 8:30～17:30 但し、祝日及び、12月29日から1月3日を除きます。
	住所	豊川市諏訪1丁目1番地
東三河広域連合	担当課	介護保険課
	窓口開設時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 但し、祝日及び、12月29日から1月3日を除きます。
	電話番号	0532-26-8471
	住所	豊橋市八町通2丁目16番地 豊橋市職員会館内
全国認知症高齢者グループホーム協会	担当課	相談窓口
	電話番号	03-5366-2157
	開設時間	
	住所	東京都新宿区本塩町8番地の2 住友生命四谷ビル
愛知県国民健康保険団体連合会	担当課	介護保険課 苦情捜査課
	窓口開設時間	月曜日から金曜日 但し、祝日及び、12月29日から1月3日を除きます。
	電話番号	052-971-4165
	住所	名古屋市東区泉一丁目6番5号国保会館

12 苦情処理について

- (1) 苦情相談窓口担当者は、ホーム内外を問わず、苦情が寄せられた場合は、直ちに利用者様側と連絡を取り、直接、事情等をお聞きし、苦情内容の確認をします。
- (2) 苦情相談窓口担当者は、上記(1)の内容整理の上、担当者及び他のスタッフを加え、苦情事項の解決に向けた検討会議を行います。
- (3) 検討会議の結果を基に、処理結果をまとめ、翌日までに具体的な対応を指示します。
- (4) 同様な苦情が寄せられることのないよう、介護従業者等には必要な指導を行い、苦情処理結果記録を台帳に記載し、再発防止に努めます。

13 緊急時の対応

利用者が病気または、負傷等により検査や治療が必要になった場合、その他必要と認めた場合は、利用者の主治医または事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。また、利用者に健康上の急変があった場合は救急車の要請もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。

14 事故発生時の対応

利用者様に対する介護サービスの提供に当たり、万が一事故が発生し利用者様の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者様に対して損害を賠償します。但し、利用者様に重過失がある場合は、賠償責任を免除され、また、万が一の事故発生に備え、損害賠償責任保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	損害賠償責任保険
補償の概要	対人、対物、管理財物賠償補償、その他事業者が法律上の賠償責任を負った場合の補償

15 非常災害対策

- ①防災時には消防計画に基づき、速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導に当たります。
- ②防火管理者を選任すると共に、消火設備、非常放送設備等、必要な設備を常に良好に保ちます。
- ③消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、職員および利用者が参加する消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。

16 守秘義務への対応

事業者およびサービス従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守する旨を、退職時に従業者と文書で取り交わします。

17 サービス提供の記録

- (1)地域密着型通所介護、介護予防通所サービスのサービスを提供した際には、提供日、サービス内容、法定代理受領により支払いをうけた額、その他必要事項を書面に記載し、5年間保存します。
- (2)利用された方から、記載内容の閲覧、書面の写しの請求をすることが出来ます

18 虐待防止のための措置に関する事項

事業者は、虐待の発生又はその発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2)虐待防止のための指針を整備します。
- (3)職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に行います。
- (4)上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を管理者とします。

19 業務継続に向けた取り組み

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために次の各号に掲げる措置を講ずるように努めます。

- (1)事業者は、業務継続計画を策定します。
- (2)事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3)事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

20 感染症対策の強化

事業者は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるように努めます。

- (1)事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2)事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3)事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行います。

21 身体拘束の禁止

事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。また、緊急時やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者

の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録し、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2)身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3)従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

22 ハラスメント対策

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるように努めます。

23 第三者によるサービス評価の実施状況

外部評価機関による第三者評価の実施状況	有
評価機関	中部評価センター
直近の外部評価提出受理	令和 年 月 日
評価結果の開示状況	以下の URL にて公表
https://www.wam.go.jp/wampl/hyoka/003hyoka/hyokaanri.nsf/aHyokaTop?OpenAgent	

私共、利用者・家族は、認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームゆたか」の利用開始に際し、会社・事業所の概要、介護従事者の勤務体制、利用料、提供される介護内容など利用の選択に資する事項を記した重要事項説明書の交付を受け、かつ、その説明を受けました。

以上により利用開始について同意します。

令和 年 月 日

利用者

住 所	〒 -
氏 名	

利用者のご家族

住 所	〒 -
氏 名	
続 柄	

事業者

法 人 名	有限会社高良
事 業 所 名	グループホームゆたか
代表者職・氏名	代表取締役 田中 洋成 ⑩

説明者

氏 名	
-----	--